

写真撮影上の留意点

- 1 高松市内にある営業所（本社・本店も営業所の一つとして扱います。）で契約締結の当事者となるものについて必要です。
- 2 該当する営業所（高松市内のみ）が複数ある場合は、その事務所の数だけ作成してください。
- 3 営業所に契約締結権限を委任するため、本社・本店が直接契約しない場合には、本社・本店の写真撮影する必要はありません。
- 4 写真撮影の例

区分	申請者（入札参加資格審査申請者の本社・本店）	契約締結を行う営業所（申請書しようとする営業所）	営業所の所在地	申請する業種	営業所写真の要・不要	撮影すべき者	
						経管・令第3条使用人	撮影すべき専任技術者の担当業種
市内企業	(有)A建設	本社	高松市	土木、建築、舗装	要	経管	土木、建築、舗装
	B建設(株)	本社	高松市	土木	要	経管	土木
		丸亀営業所	丸亀市	建築	不要	—	—
	(株)C組	本社	高松市	—	不要	—	—
高松営業所		高松市	管	要	営業所長	管	
D建築（個人）	本店	高松市	建築	要	経管	建築	
準市内企業	(有)E土木	本社	東京都	土木	不要	—	—
	F計画(株)	本社	東京都	土木、建築	不要	—	—
		四国支店	高松市	管	要	四国支店長	管
G建設(株)	本社	東京都	—	不要	—	—	
	大阪営業所 高松営業所	大阪市 高松市	土木、建築、舗装 電気、管	不要 要	— 営業所長	— 電気、管	